

「赤い羽根 ポスト・コロナ社会に向けた福祉活動応援キャンペーン
～地域に密着した多様な生活支援活動を応援する助成」実施要項

社会福祉法人 大阪府共同募金会

1 趣 旨

- ・新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、地域では経済的に困窮される方や社会的に孤立する方の増加、固定化が大きな課題となっています。
- ・しかし、依然として新型コロナウイルスの終息時期は見通せず、福祉活動支援の必要性は継続しているため、大阪府共同募金会では、令和4年度も赤い羽根 ポスト・コロナ社会に向けた福祉活動応援キャンペーンの一環として、地域に密着した多様な生活支援活動を支援する助成事業を実施します。
- ・新型コロナウイルスの影響で生活に困窮されている方々や地域で孤立している方々などに対して支援活動を行っている団体に対して助成を行うことにより、そうした方々が日常を少しでも取り戻し、地域の中でふれあい・ぬくもりのある生活を送ることができるようになることをめざします。

2 主 体

大阪府共同募金会が実施します。

3 募 金

1) 募集期間

令和4年4月1日（金）～9月30日（金）

2) 使途

新型コロナウイルスの影響で生活に困窮されている方々や地域で孤立している方々などに対して支援活動を行っている団体に対して助成を行います。

使途の公表：寄付金の使途は大阪府共同募金会のホームページで報告します。

3) 寄付金受入口座

金融機関：ゆうちょ銀行

預金種別：00990-8-220

口座名義：社会福祉法人 大阪府共同募金会

※同行本支店間での振込手数料は無料です。

※振込用紙の通信欄に必ず「地域に密着した多様な生活支援活動を支援する助成への募金」とご記載ください。

※領収書の発行を希望される場合は、通信欄に必ず「領収書 必要」とご記載ください。大阪府共同募金会名義で領収書を発行します。

4) その他のご寄付の方法

オンライン寄付（クレジットカード・コンビニ決済・ペイジー等でのご寄付）もご利用いただけます。

⇒中央共同募金会ホームページ

<https://hanett.akaihane.or.jp/donate/entry/898/> をご参照ください。

5) ご寄付について

ご寄付は、特定公益増進法人に対する寄付として所得税、法人税の優遇の対象となります。

4 助 成

1) 趣旨

新型コロナウイルスの影響で生活に困窮されている方々や地域で孤立している方々などに対して支援活動を行っている団体に対して助成を行います。

2) 助成募集及び選定方法

公募により募集し、大阪府共同募金会における審査により選定します。

募集要項は大阪府共同募金会ホームページに掲載します。

3) 助成対象団体

- ・ 1) の趣旨に合致する活動に取り組み実施している団体・グループを対象にします。
- ・ 法人格の有無は問いません。任意団体も対象としますが、個人及び営利企業は対象外とします。

4) 助成対象事業

助成申請書を提出し、1) の趣旨に合致するものとして当会が承認した事業

5) 助成対象外事業

- ・ 活動の対価として報酬を受けたり、営利のために行う事業
- ・ 事業内容が完全に他の補助金と重複する事業や公的補助の対象となる事業
- ・ 政治、宗教、組合の運動の手段として行う事業

6) 対象経費

助成対象事業の下記の費用

- ・ 旅費交通費：活動実施に協力した方の交通費（実費）
- ・ 通信運搬費：活動実施に伴う電話・FAXの使用料
- ・ 消耗器具备品費：活動実施に伴い購入した消耗品及び備品の購入費
- ・ 印刷製本費：活動実施に伴う印刷経費（チラシ、看板等）

- ・水道光熱費：活動実施に伴い支払う電気、ガス、水道代
- ・会議費：活動実施に伴う飲み物代等（打合せも含む）
- ・賃借料：活動実施に伴う会場の賃借料、レンタル料等
（貴団体・貴団体関係者所有する会場を使用した場合は対象外）
- ・車両費：活動実施に伴う車両の燃料費等
- ・保険料：ボランティア行事保険料

7) 助成事業実施の対象期間

令和4年4月1日（金）～令和5年1月31日（火）までに実施される事業

8) 助成金額

1団体あたりの助成額の上限：50万円

1団体あたりの助成額の下限：20万円

9) 助成総額：300万円（予定）

※皆様からの募金を原資として助成を行います。

※あくまで現時点での予定であり、募金活動の実績により助成総額は変動します。

10) 助成申請方法

助成申請書を本会にメールで提出してください。

（代表者印の押印は不要です）

11) 助成決定

- ・助成決定は、応募団体あてに通知を郵送します。
- ・助成金は精算払いとします。
- ・助成決定団体には、活動終了後1か月以内に活動・精算報告書及び経費の領収書のコピーを提出していただき、本会で確認の上送金します。
- ・報告書の様式は助成決定時にお示しいたします。
- ・活動実態が確認できなかった場合は、助成決定を取り消す場合があります。

12) 助成決定までの日程

- ・申請受付：令和4年4月11日（月）～5月31日（火）（必着）
- ・結果通知：令和4年7月中旬（予定）
- ・活動・精算報告書、経費の領収書（コピー）、ありがとうメッセージの提出期限：
令和5年2月28日（火）（ただし、事業終了後1か月以内）
- ・助成金の送付時期：上記提出書類の内容に問題がないと当会が判断した後1か月以内

※ありがとうメッセージには、助成による効果（助成を受けた活動によって、誰にとっ

てどのような変化があったか) や活動の参加者・利用者の声などを記載し、活動の様子が分かる写真1,2点(助成金による購入物のみの写真ではなく、可能な限り活動者や利用者の様子が分かる写真)を添付してください。

5 本件の担当・お問い合わせ先

大阪府共同募金会 (担当：西田、桜淵、熊谷)

E-mail: ai-kibou@akaihane-osaka.or.jp / TEL.06-6762-8717